

令和7年3月10日

美浦村長 中 島 栄 殿

美浦村特別職報酬審議会
会長 石 川 修

美浦村議会議員の報酬額について(答申)

令和7年2月4日付け美総第13号付けで、当審議会に対し意見を求められた議員報酬の額について、次のとおり答申する。

1 議員の報酬月額

次の額に改定することが適当である。

区分	答申額	現行額	改定額
議長	344,000 円	326,000 円	18,000 円増
副議長	312,000 円	296,000 円	16,000 円増
議員	302,000 円	286,000 円	16,000 円増

2 改定時期

改定の実施時期は、この改定を実施するための条例の公布後に行われる統一地方選挙の属する月の翌月の初日とすること(令和9年5月報酬から)

3 審議の経過

(1)背景

現在の村議会議員の報酬額は、平成17年度に当時の社会情勢を鑑み、報酬額約5%削減の改定が行われ、現在に至っており、全国的に議員のなり手不足の原因の一つが低額な議員報酬であるとし、現在の議会議員の報酬額が適正な水準であるかについて、平成17年度より見直しがなされておらず、議員活動の実態を適切に反映していなかった状況が続いていました。

(2)諮問

本審議会は令和7年2月4日、美浦村特別職報酬審議会条例第2条の規定に基づき、美浦村長から「美浦村議会議員の議員報酬の改定」について、意見を求める旨の諮問を受けました。

村長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等の代表する者として自覚と責任のもとに、村民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行い、審議に際しては、茨城県町村議会議長会長より茨城県町村会長あてに議員報酬額の見直しの検討に関する要請をはじめ、県内近隣町村における報酬等の状況を総合的に勘案し次の資料を参考に審議を行いました。

- ① 美浦村特別職報酬審議会名簿
- ② 諮問書(写)
- ③ 美浦村特別職報酬審議会条例
- ④ 美浦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ⑤ 消費者物価指数
- ⑥ 議員報酬額見直しの検討に関する要請書(茨城県町村議会議長会)
- ⑦ 茨城県内町村議会における議員報酬等に係る現状
- ⑧ 平成17年美浦村議会議員報酬改定
- ⑨ 改定案1～6
- ⑩ 改定時期
- ⑪ 議員活動内容
- ⑫ 美浦村財政力指数の推移

(3) 審議会での意見

◆資料を参考に村議会議員の議員報酬について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

- ・住民の理解が必要、区長会の意見も聞いてもよろしいのではないか
- ・議員のなり手がいないので、報酬を上げるのは必要、時期については検討が必要
- ・報酬を上げてもいいが、議会のビジョンを明確にしてほしい
- ・報酬額は県南町村会議員報酬額の平均がいいのではないか
- ・まずは平成17年の改定前の報酬額に戻すのがいいのではないか
- ・周りが上げるから、上げるのではなく、方針や政策の中で上げるのが良いのでは
- ・報酬について、村民に納得してもらうため議員活動を明確にしてほしい
- ・人口減少及び財政指数が厳しい中、住民に説明をし、準備して上げることが必要では
- ・議員報酬を上げるタイミングがなぜ今なのか
- ・議員の意見が一致してから審議会に入った方がいい
- ・村長・教育長も含めた報酬審議が必要
- ・特別職報酬審議会を定期的にやった方がいい

【付帯意見】

◆今回の審議において、次のとおり、意見・要望等があったことを意見として付します。

- ・議員活動がわからないので、議会報告会の回数を増やし、住民へ活動内容の説明をしてほしい
- ・政治倫理条例の見直しを行い、広く若者が選挙に立候補できるようにしてほしい
- ・令和3年に小学校建設に係る基金づくりのため10%カットになっているので、戻らない限り報酬アップには反対
- ・全体的に村予算配分の見直しをし、取り上げるものは上げて、省くものは省く
- ・会議等後も持続的に確認し続ける仕組みづくりが必要

4 結び

この答申は、広く村民の理解が得られるよう、それぞれの職責と責任の度合いや他団体の改定動向、社会経済情勢などを総合的に勘案し判断すべきものとする。

については、答申本文のみならず、引き続き検討する必要がある。

美浦村特別職報酬審議会

会	長	石	川	修
会	長職務代理	石	井	俊樹
委	員	大	竹	常雄
委	員	栗	山	秀樹
委	員	鈴	木	秀明